平成24年 司法処理の状況【賃金不払は減少、安全衛生関係は増加】

- 〇 送検件数は63件、対前年比3件、5.0%の増加。
- 労基法関係は、29件(全体の46.0%)、対前年比1件、3.3%の減少。
- 〇 安全衛生関係は、34件(全体の54.0%)、対前年比4件、13.3%の増加。

平成 24 年に管下 14 労働基準監督署 (支署) が送検した司法処理の状況を、以下のとお り取りまとめました。

1 送検事案の傾向について

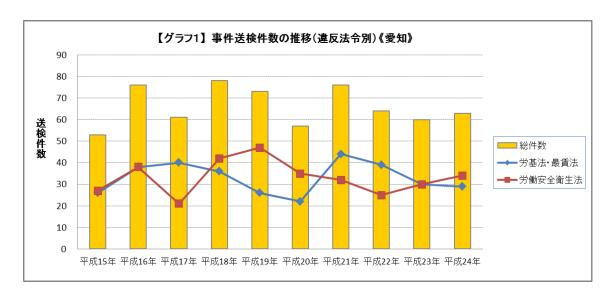
(1) 件数の推移 《表1、グラフ1 参照》

平成24年の送検件数は63件と、前年と比較して3件(5.0%)の増加となってい ます。

	違反	法令		主要違反事項別						
	労基法・最賃法	労働安全衛生法	総件数	危険防止措置	労災かくし	賃金不払	(實:			
च । च । च । च । च । च । च । च । च । च ।	26	27	52	15	1	24				

【表1】 過去10年間における司法事件送給状況の推移《愛知》

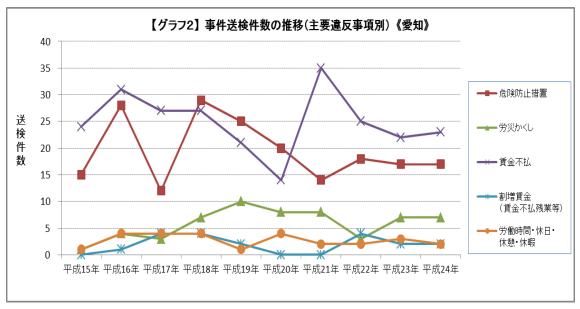
	と と と と と と と と と と と と と と と と と と と			工女庄久于农州							
	労基法・最賃法	労働安全衛生法	総件数	危険防止措置	労災かくし	賃金不払	割増賃金 (賃金不払残業等)	労働時間・休日・ 休憩・休暇			
平成15年	26	27	53	15	1	24	0	1			
平成16年	38	38	76	28	4	31	1	4			
平成17年	40	21	61	12	3	27	4	4			
平成18年	36	42	78	29	7	27	4	4			
平成19年	26	47	73	25	10	21	2	1			
平成20年	22	35	57	20	8	14	0	4			
平成21年	44	32	76	14	8	35	0	2			
平成22年	39	25	64	18	3	25	4	2			
平成23年	30	30	60	17	7	22	2	3			
平成24年	29	34	63	17	7	23	2	2			



(2) 主要違反事項別の内訳 ≪表2、グラフ2参照≫

- ① 労働基準法・最低賃金法違反 29件 そのうち賃金不払(退職金含む)が23件、対前年比1件(4.5%)増加した。 賃金不払い残業について、2件でした。
- ② 労働安全衛生法違反 34件 機械等へのはさまれや高所からの墜落等の危険の防止措置については17件、労災かくし7件でありました。

		平成24年	平成23年	増減	24年 構成」
労働基準法、最低賃金法等関係		29	30	1	46.
賃金·退職金不払	(第23条、第24条、最4条等)	23	22	1	36.
労働時間·休日	(第32条、第35条等)	2	3	1	3.
賃金不払残業	(第37条)	2	2	0	3.
		2	3	1	3.
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		34	30	4	54.
機械等・墜落等の危険防止措置	(第20条、第21条等)	17	17	0	27.
 作業主任者の選任等	(第14条)	2	2	0	3.
就業制限	(第61条)	2	2	0	3
労災かくし	(第100条)	7	7	0	11
その他		6	2	4	9
。 総送検件数		63	60	3	100.



(3)業種別の内訳 ≪ 表3 参照 ≫

主な業種別内訳は、建設業が 24 件 (前年 16 件)、製造業が 12 件 (前年 12 件)、商業 5 件 (前年 10 件) などとなっています。

表3】 平成24年司法事件の	の業種別主要違反事項	《愛	知》						
		業種							
		製造	建設	運輸	商業	病院社会福祉	接客	その他	計
労働基準法、最低賃金法等関係		4	4	1	<i>5</i>	1	7	7	25
賃金・退職金不払	(第23条、第24条、最4条等)	4	3		3	1	7	5	2
労働時間·休日	(第32条、第35条等)		1					1	
賃金不払残業	(第37条)			1	1				
その他					1			1	
労働安全衛生法関係		8	20	1	0	0	0	<i>5</i>	3
機械等・墜落等の危険防止措置	(第20条、第21条等)	4	12					1	1
作業主任者の選任等	(第14条)		2						
就業制限	(第61条)	1		1					
労災かくし	(第100条)	1	4					2	
その他		2	2					2	
総送検件数		12	24	2	5	1	7	12	63
構成比		19.0%	38.1%	3.2%	7.9%	1.6%	11.1%	19.0%	100.0
「製造」: 製造業									
「建設」: 建設業									
「運輸」:運輸交通業									
「商業」: 商業 「病院•社会福祉」: 病院•社会福祉	体設年保健衛生の事業								
「接客娯楽」: 接客娯楽業	旭以牙体阵用土00 事未								
「その他」:貨物取扱業、金融・広告	* 保健衛生業 連提業 その	州の国	= **						

2 今後の対応について

愛知労働局は、労働基準法、労働安全衛生法など労働関係法令の違反に対して厳正な 態度で臨むこととしており、特に重大・悪質な事案に対しては、積極的に司法処分を行 う方針としています。